数字でみた池田

人口の32%は市外へ通勤など
昨年の国勢調査結果

昨年十月一日現在で実施しました、第十二回国勢調査の概略は本紙三六六号でお知らせしましたが、今回は詳細にお知らせします。

なお、この結果は本市が独自に集計したものであり、後日、統計局が公表する数値と異なる場合があります。

総人口　一〇万二六三人

昭和十四年の市制施行当時の人口は僅か三万六、〇〇〇人、世帯数は七、七四二世帯で、その後大都市周辺部の都市化現象により、府下各市の人口は急激に増加しました。

この現象は本市においても影響を受け、昭和三十三年より始まった日本住宅公団等の賃貸住宅の建設により、昭和三十五年には五万九、六八八人（対三〇年比一九・二%）、昭和四〇年には八万二、四七八人（対三十五年比三八・二%）と急増しましたが、その後人口の増加は伸び悩み、昭和四十五年に九万四、三三三人（対四〇年比十四・四%）となり、昭和五〇年で人口はようやく一〇万二六三人と、市制施行以来三十六年目で一〇万人を突破しました。

本市の人口（一〇万二六三人）は大阪府下市町村別人口順位では大東市（十一万八二九人）についで十七番目となっております。

人口増加率　さらに減少

本市の人口は、昭和四〇年までは人口が急増しておりましたが、昭和四〇年以降市外への転出がめだち、四〇年から四十五年にかけての増加率は十四・四%と伸び率は低下し、さらに四十六年ごろからは転出人口が転入人口を上回る社会減の状態となり、本市の人口増はここ数年自然増（出生ー死亡の差）による増加に頼っているのが現状です。

このため、四十五年から五〇年にかけての人口増加率は六・三%となり、大阪府人口の増加率八・六%、全国人口の増加率七・〇%よりもさらに低く、人口伸び率の府下順位は四十四市町村中三六位で、四十五年の二九位よりさらに後退しております。

核家族化すすむ　一世帯三・二四人

本市の世帯数は三万九八三世帯で、四十五年より三、五六一世帯（十三・〇%）増加しております。

一世帯あたりの人員についてみると、五〇年は三・二四人となり、四〇年の三・六八人、四十五年の三・四四人よりさらに減少し、世帯の細分化、核家族化の傾向のほか、アパート、下宿屋などに住む単身の世帯が多いこともあげられます。

大阪府下についてみると府平均世帯人員は三・二八人で府下市町村で最も世帯人員が少ないのは門真市の三・〇四人で、反対に最も多いのは能勢町・千早赤阪村の四・四三人となっており本市の三・二四人は、吹田市、守口市、東大阪市の三・二三人についで世帯人数の少ない順では府下八番目となります。

住居の種類　持ち家三七%

本市における住居の種類についてみると、民営の賃貸住宅に住む世帯が一万一、九八三世帯（三八・七%）、持ち家に住む世帯一万一、三八五世帯（三六・八%）、公団公社、公営の賃貸住宅に住む世帯が三、八六四世帯（十二・五%）となっております。

これを四十五年と比較してみると表に示すとおり、持ち家に居住する世帯が一、六四七世帯（十六・九%）、民営の賃貸住宅に住む世帯が一、五八九世帯（十五・三%）、社宅・官舎に住む世帯が三三六世帯（十四・六%）それぞれ増加しております。

しかし、住宅に間借りしている世帯については一九六世帯（十九・九%）減少しております。

流出人口　昼間は三二%が市外へ

本市より他市町村へ流出している通勤通学者は三万一、六五二人（総人口の三一・六%）で、四十五年に比べて二、六三三人（九・一%）増加しております。

このうち表二に示すとおり八二・一%にあたる二万五、九八三人が大阪府下市町村へ流出し、兵庫県へは四、八九六人（十五・五%）、京都府へは五四八人（一・七%）が流出しております。

主要流出先についてみると、図一に示すとおり大阪府下では大阪市へ一万六、二〇九人（五一・二%）、豊中市へ五、一〇七人（十六・一%）、箕面市へ一、四九〇人（四・七%）、吹田市へ九六三人（三・〇%）となっており、兵庫県下では川西市へ一、一五〇人（三・六%）、伊丹市へ八六七人（二・七%）、宝塚市へ七四一人（二・三%）となっております。

図1　主要行先別流出人口　（50年）

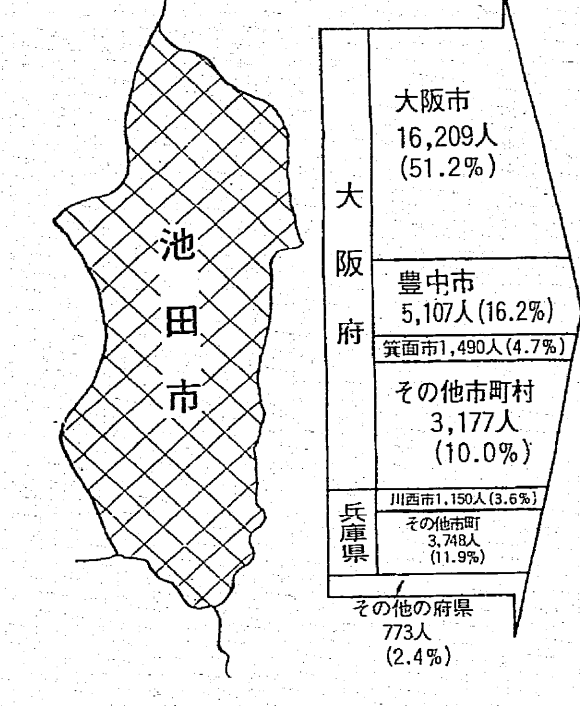

別表1　住居の種類別世帯数

区分	50年（世帯）	45年（世帯）	比較増△減（世帯）	増△減率（%）
持ち家	11,385	9,738	1,647	16.91
公団・公社・公営の賃貸住宅	3,864	3,786	78	2.06
民営の賃貸住宅	11,983	10,394	1,589	15.29
社宅・官舎	2,638	2,302	336	14.60
住宅に間借り	789	985	△ 196	△ 19.90
寄宿舎・その他	324	217	107	49.31
合計	30,983	27,422	3,561	12.99

別表2　流出先別府県名（50年）　単位：人

区分	総数 総数	総数 男	総数 女	通勤 総数	通勤 男	通勤 女	通学 総数	通学 男	通学 女
三重県へ	7	7	0	7	7	0	0	0	0
滋賀県へ	32	30	2	32	30	2	0	0	0
京都府へ	548	430	118	230	217	13	318	213	105
大阪府へ	25,983	19,121	6,862	22,202	16,668	5,534	3,781	2,453	1,328
兵庫県へ	4,896	3,505	1,391	4,092	3,175	917	804	330	474
奈良県へ	56	40	16	38	35	3	18	5	13
和歌山県へ	10	10	0	10	10	0	0	0	0
その他の県へ	120	119	1	116	115	1	4	4	0
合計	31,652	23,262	8,390	26,727	20,257	6,470	4,925	3,005	1,920

市議会の動き

"市議会の動き"というタイトルで議会のあるたびごとに審議の一部分を掲載し、市民のみなさんに少しでもご理解願えるようにと考えていますがいかがでしょうか。

さて、今回は議会のしくみの一端や請願、陳情の手続きを紹介いたします。

"市議会のしくみ"（その一）

私たちの住んでいる池田市の地域社会では、学校、上、下水道、消防、衛生など日常生活に欠かすことのできない諸問題を住民全体の総意によって、いかに反映、処理していくかが民主主義の原理です。しかし実質的には不可能なため住民の直接選挙によって代表者を選び、その代表者に市政を信託するといった形をとっています。この代表者が市長であり市議会議員です。

したがって、市長は市議会の意思決定により、市政を押し進める執行機関であり、市議会は市政執行に必要な予算、条例などをきめる議決機関と言います。

そして両者は自主的な職責を果すことにより、相互に監視し合い、例えて言いますと車の両輪のような関係にあり、それぞれの立場から市政に活動しています。

議員数

地方自治法により、その市の人口数に応じた議員数（法定数）がきめられており、これを当てはめると、本市の場合三六名となりますが、議会の議決により六名減員して三〇名の議員定数（現在欠員一名）となっています。

議決権

市議会にはいろいろな権限がありますが、その中でも重要なのは議決権です。

つまり提出された議案に対し、議会の適法な議決がなければ効果が発生せず、市長は執行することはできないわけです。

議決は出席議員の過半数で決めるのが普通ですが、特に重要な事項については、出席議員の三分の二以上、または四分の三以上で決めるケースもあります。

議決権の主なものとしては
(1)条例を設け、または改廃すること。
(2)予算を定めること。
(3)決算を認定すること。
(4)市税の賦課徴収、使用料、加入金、分担金、手数料の徴収に関すること。
(5)条例で定められた（三千万円以上）契約を締結すること。
などがあります。

請願・陳情

請願・陳情について請願は国・府・市などに対し、その国務・公務に関するあらゆる事項について、希望と意見を申し出るもので、憲法や自治法に規定された住民の権利です。

請願はだれでもできます。請願者の範囲は日本人に限らず外国人でもできますし、また住民の居住要件・年齢・性別などいっさい問いません。また権利能力のない社団の代表者による請願も可能です。

請願書は邦文を用いて、はっきりと請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所および氏名（法人の場合には、その名称および代表者の氏名）を記載し、押印してください。

さらに請願には紹介議員を必要としますので、請願書の表紙に紹介する議員の署名または記名・押印を求めなければなりません。

なお、紹介議員の数は一人以上です。

つぎに陳情ですが、請願は憲法・自治法などの法的根拠に基づいていますが、陳情にはありません。

しかしながら、本市の会議規則に「議長は、陳情書の内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理する……」とうたわれておりますので、結果的には、陳情についても請願と同じ取り扱いを行ないます。

なお、陳情については紹介議員はいりません。

請願・陳情の受付は議会開会中に行ないます。閉会中に提出された請願・陳情は次の定例会まで市議会事務局において保管預りの形となりますので請願される方はできるだけ議会開会中（左記の形式により）に提出してください。

（内容）
1 請願の要旨
2 請願の理由
昭和　年　月　日
池田市議会議長
氏名　殿
請願者の住所
氏名　印

（表紙）
……に関する請願
紹介議員
氏名　印

市立五月丘保育所四月に開所
二月二十三日から入所児募集

現在、五月丘三丁目二番十四に市立五月丘保育所（仮称）の建設工事を行なっていますが、工事も着々と進み、いよいよ四月に八番目の市立保育所としてオープンします。

そこで、入所児の受付をつぎのとおり行ないます。

現在ほかの保育所に入所中か申請手続中の方で、地理的、父母の勤務関係等で五月丘保育所に転所を希望される方、および近隣の方で新しく入所を希望される方は手続きをしてください。

▽入所資格　(一)両親が共に働いている児童。(二)両親または、片親のない児童。(三)母親が病気または出産前後である児童。(四)母親が病人等の看護をしている児童等の事情により児童の保育ができない状態にあること等。

▽申込場所　福祉事務所保護係（二階）へ。

▽申込期間　二月二十三日から二十八日まで。午前九時から午後五時まで、ただし土曜日は午前中。

▽提出書類（福祉事務所にあります）(一)保育所入所申請書　(二)税金に関する調書（源泉徴収票または納税証明書）(三)保護者の状況証明書（勤務、自営証明等）

なお、提出期間内に申請されませんと開所時よりの入所の対象者として検討できませんのでご了承ください。

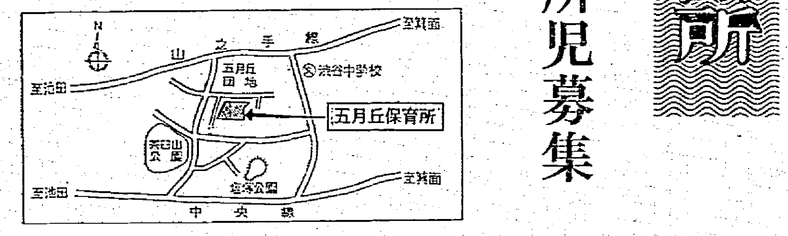

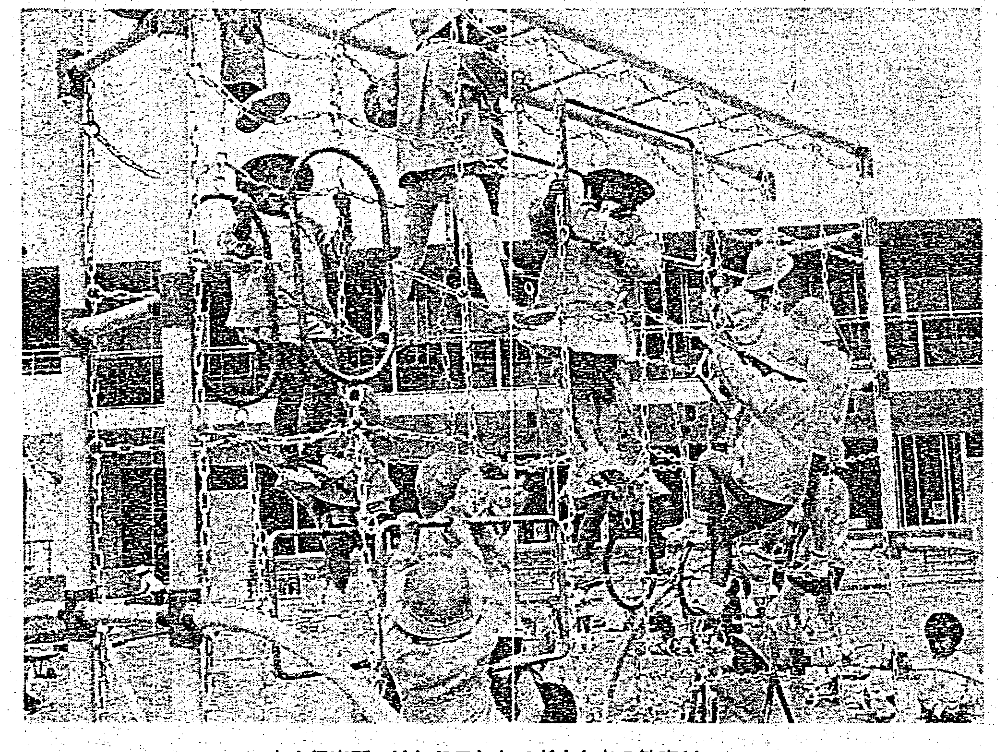

市立保育所では毎日元気なこどもたちの歓声が………

歳末たすけあい募金
596万6,310円　恵まれない人々に配分

昨年十二月民生委員をはじめ各種団体のご協力を得て市民のみなさんからお寄せいただきました歳末たすけあい募金は五九六万六、三一〇円になりました。

この善意のお金は池田市愛の運動協議会によって、生活困窮者や、ねたきり老人、心身障害児、交通遺児などの援助のために見舞金や贈り物をして激励をいたしました。ここにその結果をご報告し、あたたかい善意をお寄せくださいましたかたがたに厚くお礼を申しあげます。

募金の主な内容および配分は別表の通りです。

〔配分内容〕

配分区分	金額（円）
生活困窮者援助	2,910,500
生活困窮入院患者援助	284,000
心身障害児（者）援助	1,280,410
老人福祉施設収容者援助	440,300
ねたきり老人援助	116,100
市外施設収容者援助	326,000
児童福祉施設援助	250,000
交通遺児援助	84,000
援護団体援助	170,000
更生被保護者援助	105,000
合計	5,966,310

〔募金内容〕

募金区分	金額（円）
戸別募金（民生委員）	3,798,819
学校募金	416,321
街頭募金	647,046
福祉事務所扱い分	571,296
その他	532,828
合計	5,966,310

交通災害は思わぬときに!!
ことしも交通災害共済に加入を

五十一年度市交通災害共済の出張受付を、きたる二月二十日から行ないます。

交通事故は、いつ、どこで、だれが、被災するかわかりません。この際、ぜひご家族そろってご加入ください。

ちなみに五〇年（一月から十二月）の本市内での交通事故の発生状況を見ますと発生件数が三七〇件で、死者七名、負傷者四九八名発生しております。昨年同期と比べますと、件数では七一件二三・七%、負傷者では九四名二三・二%それぞれ増加しております。また死者は同数になっておりますが、このように本市内の事故発生状況は大幅に増加しており、最悪の状態であると言えます。特に注目したいのは、子供と老人の事故率が二六・五%と非常に高いことです。警察始め市役所等の関係機関では、事故防止に懸命に努めておりますが、やはり各家庭での安全教育の徹底と各自の自覚にまつしか方法がないのが実情です。

つぎに市交通災害共済事業の内容を見ますと、この事業は昭和四十三年から発足し今年で七年になります。市民のみなさん方のご協力を得、加入者も年々増加しております。昭和五十一年一月現在を見ますと、加入者総数三〇、八四九人加入率三〇・九%となっており人口の三分の一の方が加入されておられます。

いっぽう、加入者で不幸にして交通事故にあわれた方に対しての給付状況を見ますと、ことし一月現在、給付件数七八件で、給付金額三、〇三五千円を給付しております。

給付件数の内訳を見ますと傷害の程度が一週間から一か月未満の六等級が全体の四八%を占め、次いで一か月から三か月の五等級が三五%と多く給付しております。

このように交通災害は思わぬときに発生します。そんなとき交通災害共済がお役にたちます。

〔加入できる人〕
本市に住居を有し、住民基本台帳に登載されている方。

〔共済掛金〕
一般一人年額　三〇〇円
満三歳以上十五未満の方（ただし、中学校に在籍している者をふくむ）と満六五歳以上の方は一人年額一五〇円。

〔共済期間〕
四月一日から五十二年三月三十一日まで。ただし、四月一日以降に加入された方については、会費領収日の翌日から効力が発生します。

〔対象となる交通事故〕
日本国内で、自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバスならびに一般交通の用に供する汽車、電車、気動車、航空機、船舶などに起因する人身事故を受けたときに適用されます。

なお、加入出張受付の日程は本紙二月十五日号でお知らせします。

給付金額

等級	傷害の程度	共済給付金
1	世帯主の死亡の場合	1,000,000円
2	世帯主以外の死亡の場合	700,000
3	6か月以上の傷害を受けた場合	140,000
4	3か月～6か月の傷害を受けた場合	70,000
5	1か月～3か月の傷害を受けた場合	30,000
6	1週間～1か月の傷害を受けた場合	8,000
7	1週間以内の傷害を受けた場合	4,000

診察室
性病の現状

性病とは、主として性交によって人から人へうつる伝染病であり、その病変は主に外性器に発生するもので、その種類には、梅毒、リン病、軟性下疳および第四性病の四つがあります。しかしながら、これら四つの性病のうち、軟性下疳および第四性病は現在ではほとんど絶滅していて、全くなくなったと言ってよいほどです。こういうわけで、今日性病と言いますと、梅毒とリン病の二つと考えてまず間違いありません。

そこで、まず梅毒についてみますと、梅毒の新しい感染は昭和四十年、四十一年の小流行を招いた後、漸減しております。しかも日常診療では顕症梅毒がほとんど姿を消し、血清反応検査で発見される潜伏梅毒がほとんどであります。また妊婦検診で見出される血清反応陽性者は、配偶者の陰性例がほとんどで、その八割近くは先天性のものと言われております。

いっぽう、リン病のまん延は若年者に多く見られ、しかも季節により多少の変動はありますが、年々同じような罹患率を示しております。また、治療剤に対する耐性の獲得が早く過去に著効を示していた抗生物質でも現在通用しがたいものが多くなってきております。

以上のように、性病は減少の傾向にありますがやはり恐ろしい病気に違いありません。

さらに最近のめまぐるしい社会環境の変化と相まって、近い将来流行することも考えられ、今なおその予防が一番たいせつであります。

〈文責　池田医師会〉

小企業納税者のみなさん
税理士　税務相談センターへ

大阪合同税理士会豊能支部では、下記のとおり小企業納税者のみなさんのために、税理士による「税務相談センター」を開設し、税務問題を無料で相談に応じています。
お気軽にご相談ください。

▷開設日　毎週月、水、金曜日午後1時から4時。ただし、申告期の2月16日から3月15日までの間は、土曜日の午後と日曜日を除き毎日午前10時から午後4時まで開設します。

▷開設場所　城南2丁目1の21　豊能納税協会（豊能税務署北側）電話53―9296

特別土地保有税の申告納付は3月1日までに

昭和50年1月1日から昭和50年12月31日までに、本市内で合計5,000平方メートル以上の土地を新たに取得された方は、特別土地保有税（取得分）の課税対象者となりますので3月1日までに資産税課窓口で申告と納付を済ませてください。

なお、くわしくは、税務部資産税課土地係（内線 288）まで。